

例えば次のような場合はご連絡ください



お隣の家、新聞や郵便物がたまっていないか？

パジャマで歩いている高齢者がいるけど、どうしたんだろう？

あざや、傷が多すぎるけれど、大丈夫かしら？



※見守りはとネットでは、活動に協力していただける団体等を随時募集しています。詳しくは役場長寿福祉課(☎296-1241)にお問い合わせください。

見守りはとネットは、「ちょっと気になる方」を地域でゆるやかに見守る地域支援合いの仕組みで、正式には「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」といいます。

町では、高齢者や障害者、子どもたちが安心して暮らし続けられるよう、警察署や消防署、社会福祉協議会、民生委員などの各種団体や、郵便局や電気・ガス・水道事業者などの民間事業所にも協力をいただき、気になる方の異変を早期発見し、支援する取り組みを行っています。

見守り対象を限定していません。相談、内容によって分野をまたがった包括

的な見守りを行っています。身近に気なる方がいらっしゃいましたら、相談ください。

■見守りはとネット

(事務局・役場長寿福祉課)

☎296-1241

FAX296-3390

※夜間、休日の場合は町役場☎296-1211(代表へ)ご連絡ください。警備員が取り次ぎし、担当からご連絡します。ただし、生命にかかわる緊急の場合は警察・消防へご連絡ください。

# ① 見守りはとネット

## 令和5年度「鳩山町」の高齢者等に対する取り組み

地域の関係機関や団体・町民の皆さんと連携し、  
**見守り活動等による  
包括的支援**を行っています



## 鳩山町の見守り活動や支援

①見守り  
はとネット



「ちょっと気になる方」を地域で見守ります



②民生委員  
児童委員による  
訪問活動など

③総合相談  
支援窓口



お困りごとや不安を抱えている方を支援します

鳩山町は、第6次鳩山町総合計画の目指す将来像である「暮らしに幸せを感じるまちHAPPYTOWN」はとやま〜住んでみたい、住み続けたいまち〜の実現を目指しています。

その中でも、「町民が暮らしに幸せを感じるための基本となる安全・安心で健康なまちづくり施策」の一環として、埼玉県健康指標「65歳健康寿命」において、男女とも県内1位となり、埼玉県内で最も安い介護保険料を実現しています。

また、町では福祉政策として、地域の関係機関や団体、町民の皆さんと連携し、健康や生活などの心配事や様々な課題に対して、見守りや相談支援など包括的な支援体制を整備しています。

今月号では、さらなる安全・安心につながるための高齢者等に対する見守り活動や相談・支援についてご紹介いたします。

# ② 民生委員・児童委員

民生委員や児童委員(以下、委員)は、地域福祉を担うボランティアという位置づけです。厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年間の特別公務員ですが、ボランティアのため報酬はありません。

選任方法は、区長・自治会長・町内会長からの推薦を受けた候補者について、鳩山町民生委員推薦会での審議を経て、埼玉県及び国での審議後、任命されます。

委員は、地域の皆さんの様々な相談をお受けし、地域包括支援センターなどの役場関係各課や、その他関係機関などと連携を取りながら、必要な支援を行っています。

〜興味のある方は、役場長寿福祉課☎296-1241までご連絡ください。

## 町内3地区が委員の欠員 となっております

令和4年12月に、3年に一度の委員の改選が行われました。その際に、町内3地区(松ヶ丘2丁目、鳩ヶ丘2丁目北、鳩ヶ丘5丁目)から委員の候補選出ができず、現在も欠員となっております(5月1日現在)。

欠員地区にお住まいの方で、地域貢献に〜興味のある方は、ぜひ一緒に活動してみませんか。



▲定例会の様子

▼研修の様子



次のページでは、民生委員が行う実際の活動についてお知らせします。

# 民生委員・児童委員の活動について

## 毎月の定例会で情報を共有

委員は、鳩山町民生委員・児童委員協議会に所属しており、毎月定例会を開催しています。

定例会においては、行政、町社会福祉協議会や委員からの情報の共有や、研修会等を開催し、日々の活動へ役立てています。

また、担当地域の活動の他に委員は高齢者福祉部会、障害者福祉部会、児童福祉部会へ所属しており、各部会での活動も実施しています。

## 相談したいときは

高齢者福祉部会ではふれあいいきいきサロンの開催、障害者福祉部会では障害者施設との交流事業の実施、児童福祉部会では子育てサロンの開催等、それぞれ対象の方々と交流し、親交を深め、相談しやすい環境を整えています。

困ったことがあるときには、お住まいの地域の委員へお気軽にご相談ください。委員には守秘義務があり、相談者の秘密は固く守られます。なお、自分の

## 6月から民生委員・児童委員が訪問活動を行います

「避難行動要支援者制度」は、災害時に自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)の情報を把握し、災害時の安否確認や避難支援を速やかに行うことができるようにする制度です。平常時には、声かけや見守り活動に役立ちます。

6月は、避難行動要支援者名簿の登録者を対象に、民生委員・児童委員の皆さんに協力いただき、登録内容の確認と要支援者を支援する「地域支援者」への活動の呼びかけを行う戸別訪問を実施します。

皆さまのご協力をお願いします。

※訪問する民生委員・児童委員は必ず身分証明書を携帯しています。  
※新型コロナウイルス感染症などの状況によっては、訪問活動を中止することがあります。

### ■対象

避難行動要支援者名簿に登録している方

### ■問合せ

役場総務課 ☎ 296-1214



## 民児協として「今できること」を大切に

コロナ禍において、委員の活動は制限され、訪問活動も自粛せざるを得ない時期もありました。そのような中でも、委員はポスティングや電話での相談など「今できること」を常に考え行動しました。段々、行動制限も解除され、委員活動の要である「訪問」「見守り」の活動ができることは喜ばしい状況です。日々、地域の皆さんのお元氣な様子を見守り、相談があれば、素早く関係機関へつなぎますので、お気軽にご相談ください。



鳩山町民生委員・児童委員協議会 矢野幹夫 会長

地区の委員がわからないときは、役場長 寿福祉課 ☎ 296-1124 までお問合せください。

## 民生委員に寄せられたご相談



Aさん(40代)は、両親が亡くなり、単身生活で、ひきこもり状態にあり、社会的でない性格のため、就職活動ができませんでした。

生活困窮制度の支援者が訪問すると「生活には困っていない」と門前払いでしたが、Aさんのことを幼少期より知っていた、民生委員が訪問すると、現在の困りごとや将来の不安を話してくれました。

民生委員に本人から「就職をしたい」と希望があったため、民生委員が就労先の情報を一緒に探す中で、社会経験が少なくても雇ってくれる企業が見つかりました。

今でも民生委員が時おり訪問して、話を聞いていますが、仕事が楽しいとAさんは話していたとのことでした。

## ③ 総合相談支援窓口

総合相談支援窓口は、どこに相談したらよいかわからない場合や、家庭内に課題が複数あったり、ひとりの方が複数の分野の課題(貧困・障害・高齢・虐待など)を抱えているなど、「困りごと」がたくさんあってどこに相談したらよいかわからない場合「など」のご相談をいただく窓口です。ご相談内容に応じて、関係機関と連絡を取りながら連携し、課題解決のためのコーディネートを行います。

また、総合相談支援窓口では、地域住民に親しまれる場所を目指し、相談窓口のほかに「常設型サロン」(詳しくは17ページ参照)も開設しています。お気軽にお立ち寄りください。

### ■総合相談支援窓口

○開設場所 総合福祉センター1階(大豆戸 183-15)

☎ 298-5772

FAX 296-0363

町の委託を受け、町社会福祉協議会では総合相談支援事業等を行っています。

○開設日時 月曜日～金曜日

午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

※電話での相談は午前8時30分～午後5時15分

## 例えばこんなお困りごとはありませんか？



ひきこもりの子がいて、自分も高齢で将来が心配



持病があるが、子どもが障害を抱えており、自分に何かあったとき、心配



高齢の両親に、突然高価な商品が届くようになったけど、大丈夫？

## ニュータウンふくしプラザにもご相談を

町では、町社会福祉協議会に委託し、ニュータウンふくしプラザを開設しています。ふくしプラザでは、専任の職員による相談を随時受け付けており、必要に応じて適切な専門機関に繋ぎ、心配ごとなどの解決に向けて支援を行っています。

○開設日時 月曜日～日曜日(祝日・年末年始を除く)午前10時～午後5時

○開設場所 鳩山町コミュニティ・マルシェ内(松ヶ丘1-2-4 タウンセンター1階)

○問合せ ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469

「誰に聞いてよいか分からない」「悩みがあり、話を聞いてほしい」「引っ越してきたばかりでよく分からない」など、一人で悩んでいることはありませんか。

ご心配なことがありましたら、民生委員・児童委員や総合相談支援窓口へお気軽にご相談ください。



## 総合相談支援窓口の事例

Bさん(70代)は、近所付き合いが少なく、近隣住民も長年姿を見たことがないとのことであったため、鳩山町総合相談支援窓口の職員が訪問しました。

インターホンを鳴らしても声掛けしても返答がなかったため、総合相談支援窓口の連絡先を書いた手紙を毎回ポストに投函していました。

数か月後、総合相談支援窓口にてBさんから連絡があり、その後も手紙や電話でのやり取りが続いていました。

ある日、Bさんから「階段から落ちて動けない助けて欲しい」と連絡があり、訪問しました。Bさんは倒れていて、全く動けない状態であったため、救急車を呼びました。

人とかかわることを拒否してきたBさんでしたが、病院の職員や退院後の支援の相談をしていた支援者との関わりで、心が開き、現在では人との関わりを積極的にしています。